

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第9号

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和7年3月企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第1項第15号」を「第1項第16号」に改める。

第9条第1項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号を第18号とし、第15号を第16号とし、同号中「第18号」を「第20号」に改め、「及び次項第5号」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(17)就業規則第9条第4項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。

）の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

同条第1項中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 その都度必要と認められる期間

同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。